

議案第10号

令和4年度小松島市土地取得事業特別会計予算

令和4年度小松島市土地取得事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16,100千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額は、15,000千円と定める。

令和4年3月3日提出

小松島市長 中山俊雄

# 第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業収入		15,000
	1 貸付金元利収入	15,000
2 市債		1,100
	1 市債	1,100
歳入	合計	16,100

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業費		16,100
	1 貸付金	15,000
	2 公共用地先行取得事業費	1,100
歳出	合計	16,100

## 第 2 表 地 方 債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 方 法
公 共 用 地 先 行 取 得 債	1,100	普通貸借又は証券発行	年利5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件に従うものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。